

平成30年度 事業承継支援ファンド
無限責任組合員募集要項

平成30年5月

東京都産業労働局金融部

事業承継支援ファンド無限責任組員募集要項

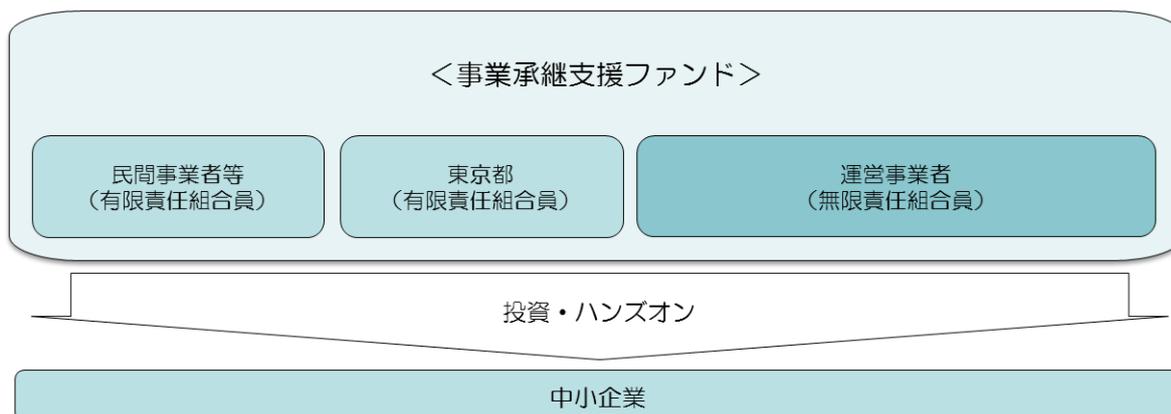
第1 本事業の目的

企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が喫緊の課題となっているが、東京の将来の産業を育成していくためには、事業承継を妨げる課題を解決するに止まらず、事業承継をきっかけとして、優れた技術やノウハウを有する中小企業が抜本的な経営改革や事業再編・再構築に取り組み、更なる成長を実現していくことが重要である。

そこで、東京都は、事業承継支援と成長支援を合わせて提供できるファンドへの出資を通じて、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進していく。

また、東京都は、今回のファンドを活用し、円滑な承継支援と更なる成長支援の両面から中小企業の事業承継を推進するとともに、成功事例を生み出すことで、中小企業へのファンド手法の浸透や民間資金の呼び水となる効果も期待している。

【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図ファンドを組成・運営する無限責任組員

※ 詳細は、別紙要件を参照のこと。なお、上記図はイメージを示したもの。

第2 応募資格

1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが無限責任組員となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできるもの
- (2) 事業承継支援ファンドの運営事業者として十分な実績を有するもの
- (3) 「事業承継支援ファンド無限責任組員募集における主な要件」(別紙 3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの

2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の 4)に規定された各号の要件に該当するもの

- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

第3 審査方法

1 審査

- (1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)

一次審査結果については、審査を通過した者に東京都から連絡を行う。

※ 一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。

- (2) ファンド調査専門機関等による詳細調査

- (3) 二次審査(審査委員会での審査)

二次審査を最終審査とし、結果については、採択の可否を書面にて通知する。

2 注意事項

- (1) 一次審査を通過した応募者は、二次審査において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行うものとする。二次審査の詳細日程については、別途連絡する。
- (2) プレゼンテーション当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。なお、東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、プレゼンテーション当日は、追加資料の配布は一切認めないので注意すること。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

第4 募集スケジュール

1 募集期間

平成30年5月7日(月曜日)から5月21日(月曜日)午後3時まで

2 質問受付期間

平成30年5月7日(月曜日)から5月11日(金曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

- (1) 質問方法

質問を文章にて(様式自由)E-mailにより送付すること。

E-mail(送付先): S0000480@section.metro.tokyo.jp

- (2) 回答方法

質問者に対して、E-mailにて回答を送付する。なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員にE-mailにて全質問及び回答を送付する。

- (3) 回答日

平成30年5月16日(水曜日)午後5時までに行う。

3 書類提出受付期間

平成30年5月7日(月曜日)から5月21日(月曜日)午後3時まで

(1) 提出方法

受付期間内に、事前に連絡のうえ持参し提出すること。

(注意:郵送、FAX 及び E-mail での提出は受け付けない。)

(2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 24 階北側

電話 03-5320-4683/FAX 03-5388-1464

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

4 一次審査結果通知(通過者のみ)

平成30年5月28日(月曜日)まで

第5 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙1参照)・・・1部
- 2 ファンド設立趣意書(別紙2参照)・・・10部
- 3 確定申告書(写)(決算書・直近3期分)・・・1部
- 4 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- 5 会社案内・パンフレット・・・10部
- 6 ファンド契約書(既に設立されているファンドへの出資を希望される場合、最新版)・・・1部
- 7 その他東京都が必要と認めた書類

第6 注意事項

- 1 応募にあたっては、東京都が適格機関投資家でない点に留意すること。
- 2 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 3 審査プロセスにおいて東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 4 東京都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができる。
- 5 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第7 ファンド設立までの全体スケジュール(予定)

平成30年5月

公募及び一次審査

平成30年6月～7月	ファンド調査専門機関による詳細調査
平成30年8月	二次審査及び無限責任組合員選定
平成31年1月末目途	ファンド設立

(別紙1)

平成 年 月 日

参加申込書

東京都

知事 小池 百合子 宛

会社名

代表者名

印

当社は、事業承継支援ファンド無限責任組合員募集に関し、事業承継支援ファンド無限責任組合員募集要項(別紙を含みます。)に記載の全ての事項(「事業承継支援ファンド無限責任組合員募集における主な要件」(募集要項別紙 3)に記載の要件を含みます。)を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

記

1 東京都の出資形態(以下のいずれかに○を付けてください)

- (1) 新規に設立するファンドへの出資
- (2) 設立済ファンドへの追加出資
- (3) 設立済ファンドと共同投資を行うパラレルファンドへの出資
- (4) その他

2 東京都が出資する組合名と設立(予定)時期

- (1) 組合名(仮名でも可): _____ 投資事業有限責任組合
- (2) 組合設立(予定)時期: 平成 年 月 日

3 想定出資約束金額総額内訳

(単位:億円)

組合員区分	組合員名	出資予定額	出資確定額
無限責任組合員			
有限責任組合員(東京都)	東京都		
有限責任組合員(公的機関)			
有限責任組合員(民間法人等)			
合計			

4 添付書類

- (1) 参加申込書・・・1部
- (2) ファンド設立趣意書(募集要項別紙 2 参照)・・・10部
- (3) 確定申告書(写)(決算書・直近3期分)・・・1部
- (4) 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- (5) 会社案内・パンフレット・・・10部
- (6) ファンド契約書(既に設立されているファンドへの出資を希望される場合、最新版)・・・1部
- (7) その他東京都が必要と認めた書類

ファンド設立趣意書への主な記載内容

1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去3期の決算状況と今期の見込み
- (6) 過去3期の事業セグメント別の売上と利益の状況、及び今後の見通し

2 ファンドスキーム

- (1) ファンドの基本概要
 - ① 規模(コミットメント総額、想定額及び最大額)及びストラクチャー
 - ② LP構成の状況(候補者の有無・名称、出資額、出資確度等)
 - ③ 存続期間、投資期間
- (2) 投資対象
 - ① 主な業種、テーマ等
 - ② 累計投資先数及び一案件当りの平均投資額(想定)
 - ③ 投資形態、回収方針
- (3) ファンドに係る費用、報酬
 - ① ファンド設立にかかる費用の上限・内訳
 - ② 管理報酬の料率、計算式及び期間、支払方法
 - ③ その他の手数料、経費の負担、支払方法
 - ④ 成功報酬の料率、ハードルレート、計算式及び期間、支払方法、クローバック条項の内容

3 投資チーム

- (1) 全ての投資担当者の履歴、専門分野及び投資実績(特に提案ファンドが投資対象とする分野でのソーシング、ハンズオン、EXIT実績等)
- (2) チームとしての安定性(メンバーのターンオーバー等)
- (3) 連携する外部ネットワーク(他の団体、VC、企業等)
- (4) チームの強み、競争優位性

4 投資プロセス

- (1) 投資戦略
- (2) ソーシング及び案件選定のプロセス
- (3) 得意とするハンズオンの具体例
- (4) モニタリングの手法

- (5) Exit 戦略

5 トラックレコード(これまでの組合のファンド運営実績)

- (1) 設立と清算の年月
- (2) ファンドサイズ
- (3) 主要 LP の名称
- (4) 投資分野(業種等)
- (5) 各ファンドの全投資担当者と役割
- (6) 各ファンドの投資成果:IRR(内部収益率)、投資倍率(累積分配額/払込出資金)
- (7) 個別投資先のパフォーマンス
- (8) ハンズオン支援の具体例
- (9) 事業承継案件の具体例

6 管理・レポーティング体制等

- (1) ミドル・バック担当者数(アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む)
- (2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
- (3) コンプライアンス監視体制(担当者、外部顧問弁護士との契約の有無)
- (4) レポーティングの頻度
- (5) 秘密保持、利益相反防止への取組状況(同業類似の事業、並行投資、組合関係者と投資先との取引等)
- (6) 過去発生したコンプライアンス上の問題

7 政策的意義

<投資先について>

- (1) 事業承継案件に対する取組み
 - ① ファンドの設立目的
 - ② 投資案件を事業承継案件とする際の判断基準
 - ③ 投資額全体の中で事業承継案件の占める想定割合。
- (2) 投資対象
 - ① 想定する売上高の規模
 - ② 多くなると想定する業種

<企業価値向上策>

- (1) 得意とする企業価値向上策
「販路開拓、新製品・サービス開発等による売上向上」や「経営体制の改善、業務の効率化、システム化等によるコスト削減」等で、これまで最も活用した支援策
- (2) LBO ローンの利用について
 - ① LBO ローンの利用についての考え方
 - ② 利用する場合のレバレッジ比率のレンジ(xx%~xx%程度)

＜東京都との連携＞

- (1) 東京都が出資することによりファンドが期待する波及効果
- (2) 投資先に対する事業承継支援や成長支援において考えられる東京都との連携策
(東京都の中小企業支援策及び支援機関(東京都中小企業振興公社等)、金融機関等との連携についての方針、考え方を含む)

8 東京都が求める要件への対応

- (1) 民間資金等の参加要件(別紙3「第2 東京都の出資額」参照):
東京都の出資額を超える民間資金等を得られる確度
- (2) 都内中小企業要件(別紙3「第3 投資対象」参照):
組合契約書への追記の可否
- (3) 一括払い要件(別紙3「第4 出資金の払込方法・管理方法」参照):
組合契約書への追記の可否
- (4) 投資委員会へのオブザーバー参加要件(別紙3「第5 東京都の関与」参照):
契約書への記載の可否
- (5) その他の法的要件(適格機関投資家の参加等):
適法にファンド設立ができる確度

(別紙3)

事業承継支援ファンド無限責任組合員募集における主な要件

第1 ファンドの基本スキーム

- 1 東京都は、ファンドの有限責任組合員(LP)として出資する。
- 2 東京都の出資するファンドは、新規に設立するファンドもしくは既に設立されたファンド、又は既存ファンドと共同投資を行う目的で新規に設立するパラレルファンドを基本とする。
- 3 ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
- 4 ファンドの出資約束金額の総額は、50億円以上を目標とする。

第2 東京都の出資額

東京都の出資額は、民間資金等(※注)の合計額又は25億円のいずれか少ない方の額を最大とする。

(※注)民間及び東京都以外の公的機関の出資約束金額

第3 投資対象

- 1 ファンドは、ファンドが最初の投資を実行する時点において金融商品取引所にその株式が上場されている企業に投資してはならない。
- 2 ファンドは、ファンドの第4事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注3に該当する企業で、注2に該当しない企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%以上となるように投資しなければならない。
なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。

(注1)独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

- ① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(上記①から③までに掲げる業種を除

く。)を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人

- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号、その後の改正を含む。)第1条第2項で定める組合及び連合会

(注2)1社の大企業(中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。)若しくはその役員から50%以上の出資を受けている中小企業又は大企業若しくはその役員から100%の出資を受けている中小企業(投資後に当該要件に該当しなくなることが明らかである場合を除く。)

(注3)東京都内に事業所を置く中小企業

第4 出資金の払込方法・管理方法

- 1 出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 東京都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 「一括払い」方式によって払い込まれた東京都の出資金については、「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 4 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を月次で東京都に報告すること。

第5 東京都の関与

- 1 東京都は、オブザーバーとしてファンドの投資委員会に出席できるものとする。
- 2 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 東京都は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

第6 報告義務

- 1 無限責任組合員は、東京都に対し、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 2 無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、下記の事項に関し報告するとともに、有限責任組合員から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、(1)については投資実行の翌月末まで、(2)については発生後遅滞なく、(5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。
 - (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
 - (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等

- ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手續開始申立等
 - ② 上場承認
 - (3) 投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
 - (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
 - (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等
- 3 無限責任組合員は、東京都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

第7 東京都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

無限責任組合員は、東京都が、投資対象先に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事業承継の成功事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他

- 1 ファンド組成に当たって、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。
- 2 東京都は、ファンド出資に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- 3 東京都は東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 4 東京都は、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 5 無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 6 東京都に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 7 ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 8 組合契約書は、投資事業有限責任組合モデル契約（平成22年11月 経済産業省委託調査）を参考にしつつ、東京都から別途指示された場合には、当該指示に従うこと。
- 9 無限責任組合員は、東京都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。
- 10 無限責任組合員は、東京都が、東京都及び東京都監理団体が行う中小企業向け支援施策との連携を要請した際には、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

第9 反社会的勢力への対応

- 1 無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、契約時点において反社会的勢力でないこと、ファンドの有効期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及びファンドの終了後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。
- 2 上記1に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。
- 3 ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。